令和5年度第4回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和 5 年 8 月 28 日 (月) 午前 9 時 30 分~午前 10 時 15 分 京都 労働 局 6 階 会議室

京 都 労 働 局 京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和5年度 第4回 京都地方最低賃金審議会

令和 5 年 8 月 28 日 (月) 午前 9 時 30 分~午前 10 時 15 分 京都労働局 6 階会議室

●労側委員、■使側委員、○公益委員、事務局

(開始)

○清水賃金室長

これから第4回 京都地方最低賃金審議会を開催しますが、開催前に事務局から傍聴者の出席状況と報道機関の取材について、ご報告させて頂きます。

会議は公開としております。本日の傍聴者の出席は、6名となっております。 また、今、報道機関の方は来られておりませんが、取材に来られることもあります。 なお、感染症対策のため、パネル等の設置など不快な点があるかもしれませんが、 ご容赦ねがいます。以上です。

では、会長、開会をよろしくお願いします。

○岩永会長

おはようございます。ただいまから第4回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○清水賃金室長

本日の出席状況について報告いたします。

公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、計14名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告します。

○岩永会長

本審議会が成立していることを確認いたしました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。労使各側どなた にお願いできますでしょうか。

労働者側は、松山委員にお願いいたします。

使用者側は、石垣委員にお願いいたします。

それでは早速議事に入っていきたいと思います。

最初の議事ですが、さる8月 10 日に行いました京都府最低賃金の改正答申につき

まして、異議申出がございました。

その取扱いについて事務局から説明お願いいたします。

○清水賃金室長

はい、説明いたします。京都府最低賃金の改正につきましては、8月10日に答申をいただき、同日から8月25日までの間、最低賃金法第11条第1項により、答申の要旨と改正に対する異議申出の公示をしました。

公示期間中、

- · 京都地方労働組合総評議会
- 全日本建設交運一般労働組合京都府本部
- ·全労連·全国一般労働組合京都地方本部
- ユニオンネットワーク・京都

の、合計4件の異議申出書を受理しており、いずれも資料No.1に添付されています。 異議申出があった場合には、最低賃金法第11条第3項により、その申出の内容について「最低賃金審議会に意見を求めなければならない。」と規定されており、本日、本審議会を開催し、審議をお願いすることとなりました。

意見を求められた審議会は、その異議申出の内容について審議して、京都労働局長 に答申することになります。

つまり、本日の審議会は、8月10日の京都府最低賃金の改正答申に対する意見である異議申出について検討をする場ということになります。以上です。

○岩永会長

それでは局長から諮問をいただきたいと思います。

○赤松京都労働局長

一言、申し上げます。

第3回の審議会におきまして、京都府最低賃金の改正に関して答申いただきました。 それについて異議申出の公示を行いましたところ、本日までに4件の異議申出書の提 出がございました。

これらの取扱いにつきまして審議会のご意見をいただきたく、諮問をさせていただきます。

(赤松京都労働局長から岩永会長へ諮問文の手交。)

○赤松京都労働局長

よろしくお願いいたします。

○清水賃金室長

では、事務局が諮問文を読み上げます。

令和5年度 京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、京都地方労働組合総評議会、全日本建設交運一般労働組合京都府本部、全労連・全国一般労働組合京都地方本部及びユニオンネットワーク・京都から、別添のとおり、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

なお、別添の資料につきましては資料No.1に添付されていますので、そちらをご確認ください。以上です。

○岩永会長

それでは審議に入りますが、労働局長あてに提出されている異議申出の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

それでは、異議申出書について説明いたします。

最初は、京都地方労働組合総評議会からの申出です。資料No.1の2ページの異議申出書をご覧ください。

異議の内容は、「京都総評の最低生計費試算から早期に時間額 1,500 円以上へ到達することを求める。」という内容です。

その理由として、「物価高騰。時間額1,500円以上が必要との結果を示した京都総評の最低生計費試算調査や1万筆を超える京都総評の署名に基づき、抜本的な引上げを求める。地域循環型経済の実現の観点からも大幅な引上げが必要である。全国一律の制度とするべきで、全国では地域間格差を是正する意図で目安答申額に上乗せする県が半数を超え、賃金の高低による労働力の流出・移動が生じていることからも格差是正対策として独自の上乗せ判断の再審議を求める。」などが述べられております。

次に、全日本建設交運一般労働組合京都府本部から提出された異議申出書です。資料No.1の3ページをご覧ください。

異議の内容は、「労働者の生活費を踏まえた最低賃金の設定について、多くの調査を行い、労働者の生活費を考慮した最低賃金の設定は労働者の生活水準改善のために不可欠であることを明らかにした。物価高を上回る引上げと小規模事業経営を支援する施策を同時に行うべきである。最低賃金の引き上げは社会全体の生活向上の重要な施策であり、積極的に推進されるべきであり、時給1,500円以上の引き上げを要求する。」というものです。

その理由として、「5万円以下の国民年金受給者が約2,000万人、働かなければ生活できない高齢者が今後ますます増えていき、生活水準を維持するためには十分な収入

を保障する最低賃金の引き上げが必要不可欠であり、高齢者や低年金者の方が生活できるように最低賃金引き上げを強く求める。第2回京都地方最低賃金審議会で、パート・アルバイトで働く人が経済的に困難な状況であることを陳述したが、最低賃金の引き上げと賃上げが直結している。生活水準維持・向上のためにも物価高を上回る最低賃金の引き上げが必要不可欠である。最低賃金引き上げが小規模事業者にとって負担が大きくなるという問題について、中小零細企業を支援する施策を同時に行うことを提案しており、補助金や社会保険料減免、消費税減税などの措置ができると考えており、小規模事業者を支援することは経済成長にとっても重要であり、それらの支援策を再度検討し、政府に対して意見書を提出することを求める。」などが述べられています。

次に、全労連・全国一般労働組合京都地方本部から提出された異議申出書です。資料No.1の4ページをご覧ください。

異議の内容は、「全労連や京都総評の最低生計費調査から、早急に時間額 1,500 円以上へ到達することを求める。」というものです。

その理由として、「物価高騰。週 40 時間労働で年間約 200 万円の中、年金や健康保険及び各種税金が引かれ、今までにない物価上昇では到底人間らしく生活できるレベルではないと考えており、1,500 円が最低ラインである。学生や高齢者、特定の業種で働く最低賃金近傍者は、ダブルワークや過剰な労働を強いられており、その観点からも大幅な引き上げを求める。自分がしたい業種でも賃金が安く生活できないのが実態で、どの業種でも生活できる賃金の引き上げを求める。大阪と近接している事業所では人手不足は深刻であり、賃金が高い大阪に働きに行くので、全国一律の制度とするべきであり、地域間格差是正対策としての判断を求める。」などが述べられています。次に、ユニオンネットワーク・京都から提出された異議申出書です。資料No.1 の 5 ページをご覧ください。

異議申出の内容は、「最低賃金を 40 円引上げ 1,008 円とする意見については低すぎる。地域間格差の是正から離れている。昨年来の物価上昇への対応についても、あるべき水準についても、見えてこない意見である。」という内容です。

その理由として、「正社員の平均労働時間が月 162.3 時間であり、1,008 円で計算すると月 163,598 円、12 か月で 196 万円とワーキングプアといわれている 200 万円にも届かない。日本の貧困率は 0ECD グループの中でも最下位グループにあること。中央最低賃金審議会の公益委員見解では地域間格差の是正を図るとされていたが、京都府でいえば大阪府との 55 円差が、さらに 1 円差が開く答申になったこと。物価高騰は今後も続く可能性が高い。」などが述べられています。

異議申出の内容は以上のとおりでございますが、資料の方をご確認ください。

なお、これからご審議いただくわけですが、参考までに資料No.2に、厚生労働本省が公表した全国の答申状況の資料を添付しておりますので、ご参考にしてください。 以上です。

○岩永会長

ただ今、4件の異議申出内容について説明をいただきました。

いずれも、40 円の引き上げでは不十分であり、時間額 1,500 円以上への引き上げを 求める、といったご意見でした。

事務局から今回の異議申出について説明がありましたが、この「40円の引き上げでは不十分であり、時間額1,500円以上への引き上げを求める」という、異議申出の内容について審議することになります。

審議会としてこれからどのような対応をするのかについて、労使それぞれの立場から、異議申出内容についての御意見を賜りたいと思います。

異議申出の締め切りから審議会までの期間が短かったので、意見集約のために労使 それぞれで打合せをする時間を設けました。

10 分程度を目途に控室をご用意しましたので、そちらで、労使それぞれで打ち合わせをお願いいたします。

事務局から、個別協議の部屋のご説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

説明いたします。労働者側は6階小会議室、使用者側は7階会議室をご案内します。

○岩永会長

それでは、打ち合わせの間、いったん休会いたします。

一 中断 一

○岩永会長

それでは再開いたします。

まず、この意見申出に対して労働者側委員、使用者側委員のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回は、労働者側の4団体からの異議の申出があったというところでございますけれども、それに対して使用者側委員からご意見を伺えますでしょうか。何かございましたら、お願いいたします。

石垣委員、お願いします。

■石垣委員

使用者側の石垣でございます。我々としても、いただいた意見書の内容を検討させていただいて、どうなのかなあというところはいろいろ意見がある中でありますが、 先般、冒頭お話がありましたように、今年度、多数の審議を重ねながら、また公益の 先生のご判断、そして労側の当日のご判断も含めて、今回の異議申立については特段、 改めて検討するという余地はなかろうというふうに判断をしております。以上です。

○岩永会長

ありがとうございます。

十分に検討を踏まえた結果の判断であって、これを覆す理由はないだろうということでございました。

労働者側はいかがでしょうか。

それでは伊達委員、お願いします。

●伊達委員

労働者委員をしております伊達でございます。

我々、労働者委員の総意としましても、今回4件ご意見をいただいたというところに対しまして、尊重させていただきながら、受け止めをさせていただいたというところではありますが、前回のこの審議会の中でお伝えさせていただきましたように、今回については、労使で真摯な議論のもと、結審をするような方向性に至ったというような認識には変わりはございませんというような状況でございます。

しかしながら、前回の審議の使側の発言を受け止めて、一定ちょっと疑問を覚えた ところがございますので、この場で発言をさせていただければと思います。

私のほうは、部会の委員にはなっていないというようなところではございますが、 状況については、労側委員で連携しながら報告をいただいていたというような状況で ございます。

前回、使側のご意見で、総括の中で発言がされていた内容ではございますが、「41円も考えられたかもしれない。」というようなご発言があったかというふうに思っております。私が、労側に共有を受けていた部会の審議の内容というところは、最終の提示額、労側が40円、使側が32円というような状況であったというふうに伺っております。先ほどの「41円もあり得たかもしれない」というような発言と比較すると、一定、不適切だというふうに感じているような状況でもございます。

今回については、この内容をひっくり返してというところは難しいにせよ、次年度 以降、労側としては、目安プラスアルファの提示を積極的に申し出ながら審議に挑み たいと思っておりますので、その旨をせっかくこの場でございますので、全体で労側 の意見ということで共有させていただければと思います。以上です。

○岩永会長

ありがとうございました。今回のこの異議申出については、やはり労使の真摯な議論の結果、決定したことであるということですので、そこのところをさらに、1,500円以上というようなところで検討というのは、今回については必要ないだろうというご意見でございました。

さらに次年度以降、目安プラスアルファでの主張というのも考えていきたいという ご意見でありました。

そのほか、何かご発言されたい方はいらっしゃいますでしょうか。 はい、石垣委員。

■石垣委員

先ほどのご意見の中にありました、目安プラスアルファという意見がありますけれども、それはまあ検討する中で、それぞれ専門部会の委員がいろいろと意見を申しあげながら検討する中で、どこへ導いていくかというのを議論していく中で、その直前といいますか、前の段階の議論の内容が、どこまでそれぞれ委員の皆さんに伝わっているかどうかというのは、それはそれぞれの、労側の立場、使側の立場の中での情報共有の問題ですので、それがどの時点の話になっているのかというのは、また別問題だと思います。

それと、状況に応じて、やはり現状の経済事情、さまざまな生活事情、そういったことを検討しながら、一定額の引き上げを進めていこうというのは、使側の意向、姿勢に変わりはありませんので、そのあたりは今後も意見を交換しながら議論を進めていきたいなというふうに思います。

先般の目安を上回る金額があり得たかもしれないということは、じゃあ来年もそうなのか、再来年もそうなのかということではなくて、それはときどきの経済事情もありますし、社会の動きもありますし、生活の状況、物価の状況、いろんなことを加味した上で検討していく内容だと思いますので、次年度以降も積極的な、また真摯な意見交換をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○岩永会長

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。 それでは公益委員からもご意見を伺いたいと思います。 専門部会の部会長をされていた三山委員、いかがでしょうか。

〇三山委員

今回、異議申出を出されている四つの団体については、7月27日の審議会でも意見表明をしていただいております。

それ以降の審議に当たりましては、労働者の生計費、それから賃金支払能力などの 部分については十分考慮して審議を進めていただいたというふうに、こちらでは考え ております。

公益案を出すにあたっては三つの要素がある中で、労働者の生計費や使用者側の賃金支払能力を考慮に入れて検討してまいりました。これらを総合的に勘案して、京都経済の健全な発展を目指し、ことしは労働者の生計費を重視し、引上げ額40円の結論に達しました。

今回の申出書に掲げられております生計費などを十分考慮の上、さらに年収の壁ですとか中小企業・小規模事業者の支払能力を補完することについて、京都府最低賃金の改正決定答申での付帯決議によって国に対して求めることを含めて、総合的に判断したものでございます。以上です。

○岩永会長

他にありませんでしょうか。

それでは、次のようにまとめさせていただきたいと思います。

今回、4団体から異議の申出がございました。いずれも 40 円の引上げの 1,008 円では不十分であり、1,500 円以上に引上げるべきであるというふうなご意見でございました。

その理由として、物価上昇とか、あるいは経済の好循環、さらには労働者の生計費、 そういったことを重視すべきだ、そういうふうなご指摘でございました。

今、労働者、使用者、双方の委員からいろいろ審議のことについてご意見を伺いました。さらに公益委員の三山委員から、審議では労働者の生計費については十分に考慮した結果、今回の40円引上げという結論に達したという、そういうふうなご意見がございました。

異議申出はございましたが、異議申出の中でいろいろ挙げられているご指摘の意見というのも踏まえて、専門部会の中で審議がなされ、その上で40円引上げという結論にたどり着いたと理解しております。

従いまして、8月 10 日の答申どおりということにすることが適当であると考えておりますが、いかがでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

それでは提出されました4件の異議を踏まえつつも、8月 10 日付けの答申のとおり決定することが適当であるということで、局長に答申したいと思います。

事務局から答申文案を配って、読み上げてください。

(答申文案、配布)

○清水賃金室長

それでは答申文案を読み上げます。

令和5年度京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)。

令和5年8月28日、貴職から令和5年8月10日付京都府最低賃金の改正決定に係

る当審議会の意見に対する京都地方労働組合総評議会、全日本建設交運一般労働組合 京都府本部、全労連・全国一般労働組合京都地方本部及びユニオンネットワーク・京 都からの異議申出に関し、意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び 理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであり原意見のとおり決定する ことが適当である。

以上です。

○岩永会長

この答申案でよろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

それでは異議がないようですので、(案)を取って局長に答申をしたいと思います。

(会長から局長へ、答申文を手交)

○赤松京都労働局長

ただいま答申をいただきました。私からひと言ごあいさつを申しあげます。 京都府最低賃金の改正に関しまして、四つの団体から異議の申出がございました。 本日はご審議、ご答申を賜りまして誠にありがとうございました。

7月4日に改正を諮問させていただいて以来、専門部会を含めまして、非常に長きにわたり、公労使の委員の先生方には真摯なご議論をいただきましたことを厚く御礼申しあげます。

本日の答申も踏まえまして、事務局といたしましては直ちに、速やかに改正に向けた手続きを進めさせていただきたいと思います。滞りなくいけば、9月6日に官報公示、10月6日に発効という見通しでございます。府内、さまざまな関係方面に対して、改正内容の周知広報を図っていきますとともに、とりわけ厳しい環境に置かれております中小零細企業の方々に対して、現在、拡充措置が検討されております業務改善助成金の内容につきまして、しっかりと周知を図ってまいりたいと思っております。

引き続きさまざまなかたちでご支援、ご指導をいただきますと幸いです。 誠にありがとうございました。

○岩永会長

はい、ありがとうございました。

本日予定されていた議題は以上となりますが、事務局から何か連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○清水賃金室長

ご審議、ありがとうございました。地賃につきましては、今後の公示等の手続きを 進めてまいります。

今後の予定でございますが、本審議会終了後、議事録の作成などについて全員協議会でご審議いただく予定となっております。このあと全員協議会を予定しておりますが、お時間等いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

事務局からは以上です。

○岩永会長

事務局の説明に対して、質問等ございませんでしょうか。はい、それでは本日の審議会はこれで終了します。ご苦労さまでした。

(終了)

上記のとおり相違ないことを認める。

京都地方最低賃金審議会

